

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

2024年の診療報酬改定に伴い、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、電子資格確認（オンライン資格確認）により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円／月

これに関する施設基準は以下のとおりです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することについて、当該ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 - （1） 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報を活用した訪問看護等の実施。
 - （2） マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い看護の提供。
4. 3の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

個人情報の取り扱いについて

関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

資格情報の提供について

資格情報の提供は利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

2025年3月

飯田市訪問看護ステーション
管理者